

現行計画の概要及び見直しの基本的事項

- 1 現行計画の概要
- 2 現行計画の位置付け
- 3 現行計画における主な取組
- 4 計画見直しの基本的事項

【参考】環境審議会（R7.3.26）における主な御意見

1 現行計画の概要

第3期計画は、基本方針として「①全ての主体の行動の促進」、「②循環資源の3R推進」、「③循環型社会を支える基盤の充実」及び「④廃棄物の適正処理」の4つを掲げ、循環型社会の将来像の実現に向けて、総合的かつ計画的に取り組むこととしている。

この基本方針のもと、「第1 廃棄物の発生抑制及び資源循環の更なる推進」、「第2 循環分野における基盤整備」、「第3 適正処理の更なる推進」、「第4 大規模災害への対応」の4つの課題を整理し、県民・事業者・行政等の各主体における取組を推進している。

(1) 計画期間

令和3年～令和12年度（令和7年度に中間見直し予定）

(2) 基本理念

ステップアップ！みやぎの3R

～皆で築こうみやぎの循環型社会、新たなステージからの進展～

(3) 基本方針

①全ての主体の行動の促進

②循環資源の3R推進

③循環型社会を支える基盤の充実

④廃棄物の適正処理

(4) みやぎが目指す将来像

循環型社会の将来像1

・全ての主体が3Rを推進する取組を行っています。

循環型社会の将来像2

・排出される廃棄物の循環資源としての利用及び適正処理が進み、本県の美しい自然環境が守られています。

(5) 目標値

項 目		H30年度実績値 (現計画基準年)	第3期目標値 (R12年度)
一般 廃棄物	1人1日当たりの排出量 (g/人・日)	982	910
	生活系ごみ	678	625
	事業系ごみ	304	285
	リサイクル率(%)	25.5	30.0
	最終処分率(%)	11.6	10.5
産業 廃棄物	排出量(千t)	10,962	10,000
	リサイクル率(%)	35.6	35.0
	最終処分率(%)	1.7	1.0

(6) 課題と取組

第1 廃棄物の発生抑制及び資源循環の更なる推進

- 廃棄物の発生抑制
- ごみ分別等の環境配慮行動の推進
- プラスチックの3R+Renewableの推進
- 紙類、繊維類の3Rの推進
- 事業系廃棄物の3Rと環境配慮経営の推進
- 食品廃棄物等の3Rの推進
- 各種リサイクル法の推進
- 地域における廃棄物等の循環利用

第2 循環分野における基盤整備

- 循環分野の人材育成
- 新技術の活用
- 情報の発信・共有
- 透明性の高い廃棄物処理システムの構築と優良事業者の育成

第3 適正処理の更なる推進

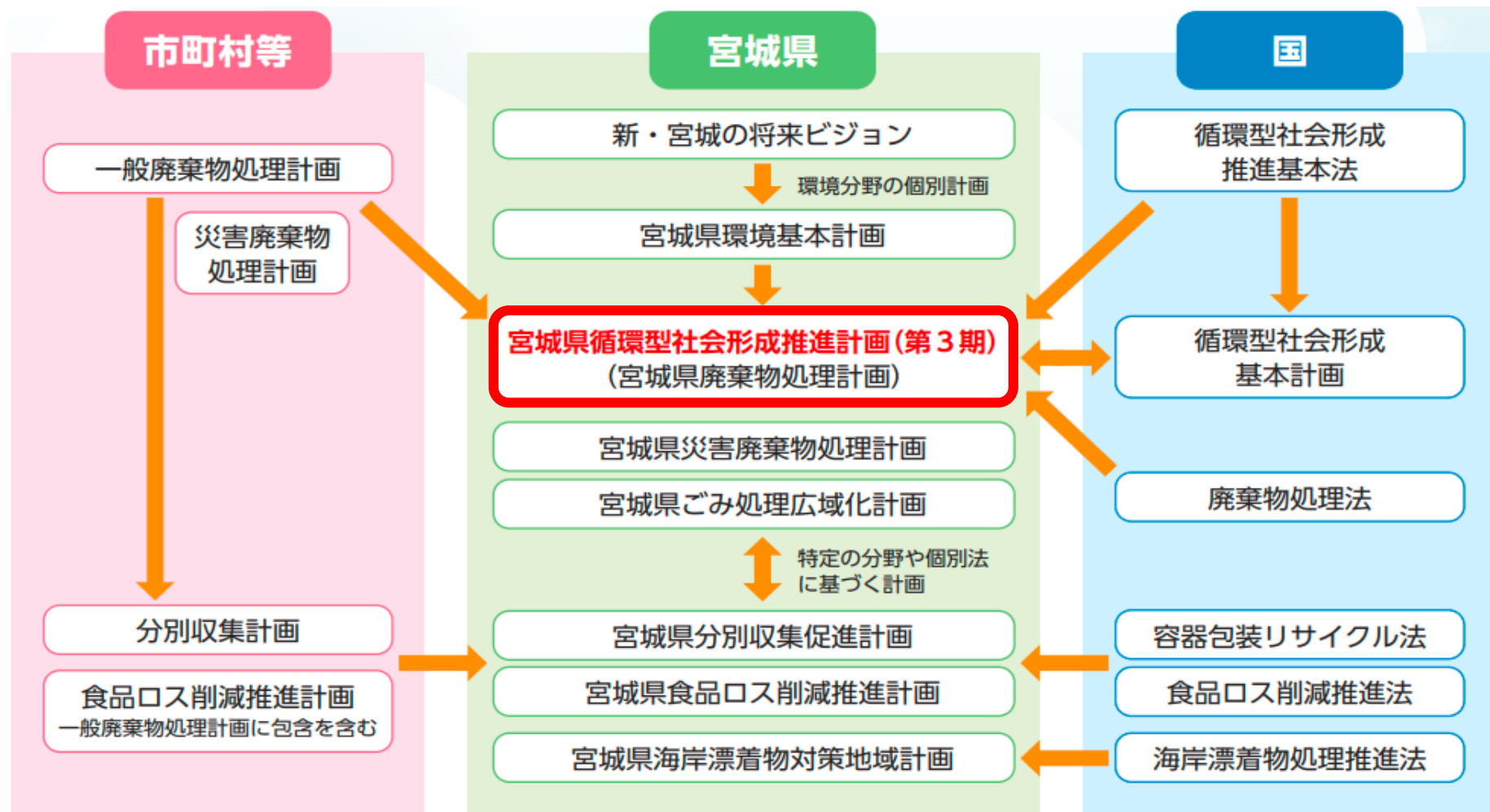
- 最終処分場の整備に向けた取組及び維持管理の指導
- 不法投棄防止対策の推進
- 適正処理の推進

第4 大規模災害への対応

- 災害廃棄物処理計画に基づく対策の実施
- 災害廃棄物処理体制の構築

2 現行計画の位置付け

- 循環型社会形成推進基本法第32条に基づく地域計画
- 廃棄物処理法第5条の5第1項に基づく県廃棄物処理計画（法定計画）
- 宮城県環境基本計画の個別計画



3 現行計画における主な取組 【主に産業廃棄物税を活用した取組】

1 廃棄物の発生抑制及び資源循環の更なる推進

- ・ 産業廃棄物の3Rに取り組む事業者の設備整備への助成
- ・ 環境産業コーディネーターの派遣（産産・産学マッチング支援等）
- ・ 宮城県グリーン製品の認定及びグリーン購入の促進
- ・ 市町村ワークショップ等をととした市町村への支援
- ・ 食品ロスの削減（フードバンク活動支援、食品関連事業者等への支援）
- ・ 各種リサイクル法の推進



▲設備整備への助成
（廃太陽光パネルの処理設備）



▲フードドライブ活動の様子

2 循環分野における基盤整備

- ・ 宮城県環境教育リーダー制度、こども環境教育出前講座による環境教育
- ・ 補助事業による新技術活用の推進（高度選別技術等の活用支援）
- ・ 県の試験研究機関における3Rに寄与する試験研究、技術開発



▲試験研究（きのこ廃菌床の活用）

3 廃棄物の適正処理の推進

- ・ 監視カメラ、産廃Gメン設置等による不法投棄防止対策、適正処理推進
- ・ 公共関与による新たな産業廃棄物最終処分場の整備推進

4 大規模災害への対応

- ・ 災害廃棄物処理計画に基づく対策の実施
- ・ 廃棄物処理体制の構築 等



▲廃棄物の適正処理（不適正処理防止広告）

4 計画見直しの基本的事項

【計画期間】

- 今回は中間見直しであることから、計画期間は現計画と同様に令和12年度までとする。

【計画の位置付け】

- 新たに「宮城県食品ロス削減推進計画（R4～R12）」及び「宮城県ごみ処理広域化計画（旧計画：H11～H20）」を見直し・策定した上で、本計画に包含する形にする。

【見直し事項】

- 現計画策定（令和3年3月）以降の社会状況の変化を計画に反映する。
- 中間目標値の達成状況等を踏まえて、目標値の在り方を検討する。
- 目標達成に向けて、今後の重点施策及び施策体系を検討する。

【参考】県環境審議会（R7.3.26）における主な御意見

諮問事項：宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）の中間見直しについて

- 産業廃棄物のリサイクル率は、既に目標達成されているので、さらに目標を高く持つべきではないか。
- 自治体としてのリサイクル率をどうやって上げていくか、民間リサイクルとどう共存していくかが今後の論点となるのではないか。
- 残渣物の活用という点では、受け皿側の利用促進も必要。
- 一般廃棄物の最終処分率が上昇している現状に対して、粗大ごみなどのリユースの試みも合わせて必要ではないか。
- 一般廃棄物については、リサイクル率だけで評価するのは難しく、様々な切り口で総合的に評価するようなことを検討する必要があるのではないか。
- リサイクル後の姿を見せる「見える化」は非常に大事。
- 「サーキュラーエコノミーへの移行」を重点施策とすることはとても重要である。